

資料 2

(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の構成(たたき台)

第1章 総論

(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画における「子ども・若者」の定義、対象年齢

子ども・若者、家庭を巡る滋賀県の現状と課題

- 1 少子化の進行
- 2 子育てを取り巻く環境の変化
- 3 子ども・若者、ひとり親家庭をめぐる課題

基本理念および基本的視点

- 1 基本理念
- 2 子ども・若者育成支援施策の基本的考え方
- 3 基本的視点

} P 2 ~ 6

第2章 各論

基本目標と具体的施策の推進

- 1 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
- 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目ない施策の推進
 - (1) 生まれる前から乳幼児期(～6歳)
 - (2) 学童期(6～12歳)
 - (3) 思春期(12～おおむね18歳)
 - (4) 青年期(おおむね18歳～おおむね30歳)
- 3 特別な支援を必要とする子ども・若者や子育て家庭等に対する施策の推進
 - (1) 社会的に養護や支援を必要とする子どもの養育環境づくり
 - (2) 子ども・若者の非行防止、立ち直り支援
 - (3) ひとり親家庭等の自立支援
- 4 子ども・若者育成支援のための社会的な基盤の整備
 - (1) 子ども・若者や子育て家庭にやさしいまちづくり
 - (2) 子育てをしながら働くことができる職場環境づくり

} P 7

第3章 計画の推進に向けて

- 1 関係機関の連携協力
- 2 点検評価と施策への反映

(資料)

- 用語解説
- 参考資料

基本理念について

現行計画の基本理念等

(第1回策定協議会資料)

滋賀県次世代育成支援行動計画 「子どもの世紀 しがプラン」	滋賀県青少年育成長期構想 「新・アクティビティプラン」	滋賀県ひとり親家庭等自立支援促進 計画
<p>(基本理念)</p> <p>喜びや楽しみを共有し、実感できる子育て・子育ての環境づくりを進め、次代を担う子どもが輝く「子どもの世紀」の実現をめざします。</p>	<p>(青少年の育成目標)</p> <p>新しい次代を担うたくましく心豊かな青少年の育成</p>	
<p>(基本的視点)</p> <p>(1) 子どもにとっての幸せを第一に考える。</p> <p>(2) 子育ての不安や負担感を緩和・除去する。</p> <p>(3) 社会の多様なかかわりのなかで子育てを支援する。</p> <p>(4) 男女共同参画社会を形成する。</p> <p>(5) 若い世代の自立を支援する。</p>	<p>(基本的な視点)</p> <p>(1) 青少年の自立を促し、主体性を大切にします。</p> <p>(2) 青少年を取り巻く各活動領域の役割を明確にし、多様な活動を促進します。</p> <p>(3) 大人一人ひとりが青少年を育てます。</p> <p>(4) 滋賀の特性を生かし、郷土を創る青少年を育てます。</p> <p>(5) 地域を愛する青少年を育てます。</p> <p>(6) 青少年にふさわしい環境づくりを推進します。</p>	<p>(計画の基本目標)</p> <p>(1) 子育て支援と生活の場の整備 ・子育て支援の充実 ・生活の場の整備</p> <p>(2) 就業支援および経済的支援の推進 ・就業支援 ・経済的支援</p> <p>(3) 相談・支援体制および情報提供の充実 ・支援体制の充実 ・情報提供の充実</p>

< 現状と課題 >

- ・少子化の進行と県民の危機意識
- ・理想と現実の子どもの数のギャップ
- ・子育ての孤立化と不安・ストレスの増大
- ・家庭や地域の中での支えあいの難しさ
- ・仕事と子育ての両立の難しさ
- ・就労形態の多様化
- ・児童虐待の増加
- ・自立に困難を抱える青少年の社会問題化(ひきこもり、フリーター、ニート)
- ・インターネットや携帯電話の普及など青少年が犯罪などに巻き込まれる危険性の増大
- ・ひとり親家庭の増加 など

< どのような社会が求められているか? >

- ・子ども・青少年が自ら育つ力を十分に発揮しながら、自己実現と自立ができる社会
- ・子ども・青少年が生きる力と自己肯定感を育むことができる社会
- ・子ども・青少年が、夢や希望を抱きながら、心豊かに成長していける社会
- ・人と人が支え合い、つながりのある地域が築かれている社会
- ・親が子どもを安心して産み、育てることができる社会
- ・親が子どもを育てることに喜びと幸せを実感できる社会
- ・各々のライフスタイルに合った子育てや生き方ができる社会
- ・仕事と家庭や地域生活を両立できる社会

第1回策定協議会の意見を踏まえて

子ども・若者へのメッセージが欲しい。

子ども・若者の存在が地域社会に明るさ、喜び、元気をもたらすという観点が必要。

親が幸福感を持ってないと子どもの幸せもないという観点が必要。

昔の状況 = 現在の目指すべき姿という思いに基づいた政策は、現在の社会状況に沿った政策とはいえない。

現状と課題を踏まえ、「どのような子どもに育て欲しいか」ということと、「どのように子どもや子育てを支えるか」という二つの観点が必要。

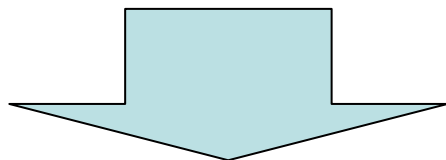
生まれる前から自立するまでのライフステージ別の施策に共通する考え方を基本理念とするべき。

基本理念には、危機的な状況に対して、「あなたは何かできるのか」という訴えが含まれるべき。

みんなで地域で考えていこうという訴えが表現されるといい。

滋賀を若者にも安心して一生を暮らしていける県にするという中心の部分をしっかり押さえておくべき。

全国に向けて発信できる滋賀県らしさが伝わってくるものが欲しい。



基本理念(たたき台)

子どもや若者が紡ぐ地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く社会の実現をめざします。

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画の「基本理念」と「施策の基本的考え方」(イメージ)

計画の基本理念

子どもや若者が紡ぐ地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く社会の実現をめざします。

踏まえるべき地域性と共有すべき認識

滋賀の地域性

- ・琵琶湖をはじめとする豊かな自然、伝統的な民俗文化が多く残されている。
- ・その中で、自然と人、人と人が共に生きる意識と生活の知恵を育み、今なお、コミュニティの中で人と人のつながりが保たれている。
- ・暮らしやすさと利便性を併せ持つ県として、若い世代の流入が続いている。

社会の認識

子ども・若者は、貴重かつ頼もしい存在である

県民一人ひとりが、子ども・若者は今の地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であるとともに、将来の滋賀に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識を共有している。

社会で子育てを支える

子どもが生まれる段階から社会の担い手として自立するまでのあらゆる場面で、その育ちを切れ目なく支えていくためには、社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援していくことが重要であるという認識を共有している。

+ (プラス) (こうした地域性や共通認識に加えて)

子の縁(えにし)

子どもや若者が紡ぐ地域力を活かす

子ども・若者を通して、地域の人と人が交わり、異なった世代が繋がることにより生まれる地域の力、つまり、子ども・若者が結ぶ「縁(えにし)」が生み出す新たな地域力を次世代育成支援に活かしていく。そのことにより、地域が持つ特性を更に輝かせ、笑顔があふれる元気な地域をつくっていく。

めざすもの

幸福の共有

「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合う

自然環境に恵まれ、人と人とのつながりが保たれているという滋賀の地域性を活かし、子どもや若者が人権を尊重され夢を持って健やかに育つとともに、子どもが生まれる段階から社会の担い手として自立するまでのあらゆる場面で、その育ちを切れ目なく支えていくことができる環境づくりを進める。そのことにより、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解を深め、子ども・若者とその育ちを支える親や保護者、そして地域に暮らす全ての人が、ともに幸せ、愛情、希望、喜び、安心感、充実感などを享受できる社会を実現する。

希望ある社会の実現

次代を担う子ども・若者が輝く社会の実現

「生まれてよかった」「生き、育ててよかった」「暮らしてよかった」と実感できる社会は、将来にわたって希望と活力が持てる社会である。家庭を含む社会のあらゆる分野の構成員が次世代育成における役割と責任を認識し、相互協力のもと、子ども・若者が、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として他者とともに次代の社会を担い、将来に向かって自信と誇りをもって生きていくことのできる社会を実現する。

「滋賀県子ども条例」においては、「育ち・育てる環境づくり」を「子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」と定義している。

長期的な視点から、ほぼ一世代後となる平成42年(2030年)頃にも「こうありたい」と願う望ましい姿

滋賀県がめざす社会のあり方(滋賀県基本構想)

「未来を拓く共生社会へ」

次の世代や社会への影響を念頭に置きながら、県民一人ひとりや様々な団体、企業、行政が「自律性」を高め、それぞれの役割に応じて力を発揮し互いに協力する「協働」によって、人と人、人と自然の「共生社会」を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓いていくことを目指す。

<「暮らし」の将来の姿>

- 「健康」・・・いくつになっても活動的でいられる社会
- 「働く」・・・仕事と家庭や地域生活を両立できる社会
- 「住む」・・・歩いて暮らせる安全で快適な社会
- 「学ぶ・育てる」・・・人間性や生きる力を育む社会
- 「楽しむ」・・・伝統・文化や自然、地域に親しめる社会
- 「つながる」・・・交流を深め、支えあう、つながりのある社会

子ども・若者育成支援施策の基本的考え方

子ども・若者や子育て家庭が置かれている現状とその課題から見えてくる県民の思いを踏まえ、滋賀県基本構想に掲げられた「暮らしの将来の姿」の実現をするため必要な社会環境を整備していく。

子ども・若者の視点で

豊かな自然や地域社会との関わりの中で、愛情に包まれながら、自ら未来を拓く力をはぐくみ、自信と誇りをもって生きていくことのできる環境を整備する。

親(保護者)の視点で

自己の価値観に基づく多様な生き方が受け入れられ、安定した生活の中で子どもに愛情を注ぎ、幸せを感じながら、責任をもって子どもを生き育てることができる環境を整備する。

地域の視点で

子どもや若者が原動力となっており、地域の人々が互いに支え合う力を磨き、子どもや若者、全ての子育て家庭が生き生きと輝く、個性ある地域をつくっていく。

子ども・若者育成支援施策の展開

施策の基本的視点について

基本視点(案)

- (1) 子ども・若者にとっての幸せを第一に考える。
- (2) すべての子ども・若者と子育て家庭を対象に、切れ目なく支援していく。
- (3) 社会全体で子育て・子育てを支える。
- (4) 将来の親を育てる。
- (5) 子ども・若者や子育て家庭の視点に立った施策を構築する。
- (6) 仕事と生活の調和の実現を推進する。
- (7) 特別に支援が必要な子ども・若者や子育て家庭に対するきめ細かい支援をしていく。
- (8) 地域の社会資源を効果的に活用する。
- (9) 支援の量を拡充するとともに、質を向上する。
- (10) 地域の特性を活かした取組を進める。

(仮称)滋賀県子ども・青少年総合計画の 構成イメージ(具体的施策等)

施策の基本的視点

基本目標と具体的施策

数値目標を設定する場合は、具体的施策の中に掲載する。

1 子ども・若者育成についての理解の促進

- (1) 社会全体で取り組む子ども・若者育成についての県民の意識醸成
- (2) 仕事と生活の調和の実現に向けた県民意識の醸成

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目ない施策の推進

生まれる前から乳幼児期(～6歳)

- (1) 子どもが生まれる前、生まれてからの支援の充実
 - ・母子の心身の健康の確保・増進
 - ・小児医療体制の充実
 - ・食育の推進 など
- (2) 地域における子育て支援策の充実
 - ・子育て支援の場の充実
 - ・多様な主体による子育て支援ネットワークづくり
 - ・保育所の量的拡充と質的向上、多様な保育ニーズに対応する施策の推進 など

学童期(6～12歳)

- (1) 子どもの育ちを支える子育て支援策の充実
 - ・就学前からの切れ目ない施策の推進(保幼小連携)
 - ・放課後児童クラブの量的拡充と質的向上
 - ・遊びの場の確保 など
- (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実
 - ・基本的な生活習慣の形成
 - ・「健やかな体」と「豊かな心」を育む教育の充実
 - ・「確かな学力」の確立
 - ・滋賀の自然環境や地域資源を活かした多様な学びの場の充実 など
- (3) 健康づくりに向けた支援

思春期(12～おおむね18歳)

- (1) 若者の育成と自立を支える家庭環境づくり
- (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実
 - ・社会や経済のしくみについての現実的理解と知識の習得
 - ・国際教育の推進 など
- (3) 若者の就業能力・意欲を育む教育等の推進
 - ・勤労観・職業観と職業に関する知識、技能の育成 など
- (3) 健康づくりに向けた支援
 - ・若者の健康づくりの推進 など

青年期(おおむね18～おおむね30歳)

- (1) 社会への参画促進
 - ア 青少年育成県民会議の活動推進
 - ・地域社会の構成員としての若者を育む新しいコミュニティづくり
 - ・若者の主体的な社会参画の促進
 - ・青少年活動指導者の育成 など
- (2) 若者の就業意識の醸成と就職支援の充実
 - ・企業実習や職業訓練などを組み合わせたキャリア教育の推進
 - ・職業能力開発支援
 - ・就職相談などの就職支援
 - ・地域における農業や中小企業などの担い手育成を通じた若者の就職機会の拡大 など

3 特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭に対する施策の推進

- (1) 社会的に養護や支援を必要とする子どもの養育環境づくり
 - ・子どもの人権を保障する環境づくり
 - ・児童虐待の未然防止に向けた施策の推進
 - ・児童虐待の早期発見・早期対応に向けた施策の推進
 - ・児童養護施設や里親におけるケアの充実
 - ・家族の再統合、子どもの自立支援
 - ・障害児施策の充実
 - ・外国籍の子どもに対する施策の充実 など
- (2) 青少年の非行防止、立ち直り支援
 - ・犯罪やいじめによる子どもへの被害を防止するための学校や地域づくり
 - ・薬物乱用防止対策等の推進
 - ・不登校やニート、非行などを抱える若者へのきめ細やかな対応
 - ・非行防止の推進 など
- (3) ひとり親家庭等の自立支援
 - ・生活の安定および向上を図る就業支援
 - ・仕事と家庭を両立するための子育て支援
 - ・生活基盤である住宅確保のための支援
 - ・生活の安定と自立を可能にするための経済的支援
 - ・各家庭の実情に応じた相談・支援体制の充実
 - ・ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発

4 子ども・若者育成のための社会的な基盤の整備

- (1) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
 - ・良質な住宅および良好な住環境の確保
 - ・安全安心な地域づくり など
- (2) 子育てをしながら働くことができる職場環境づくり
 - ・仕事と生活の調和の推進

計画推進のために必要な事項

1 関係機関の連携協力

- ・家庭、地域、施設、企業、行政等の役割と相互連携
- ・計画の推進体制

2 点検評価と施策への反映

- ・点検評価・進行管理・計画の見直しの仕組みづくり